

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	4-1
許認可等の種類	旅館業経営許可			
根拠法令条例等・条項	旅館業法第3条第1項			
許認可等の概要	旅館業経営の許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>【審査項目】</p> <p>1 申請者(法人の場合は、法人及びその業務を行う役員。2において同じ。)が、旅館業法及び同法に基づく処分に違反して刑に処せられた者でないこと。ただし、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過している場合を除く。</p> <p>2 申請者が、旅館業営業の許可を取り消された者でないこと。ただし、当該取消の日から3年を経過している場合を除く。</p> <p style="text-align: right;">[以上、旅館業法]</p> <p>3 ホテル営業の施設の構造設備基準。</p> <p>(1) 客室の数が、10室以上であること。</p> <p>(2) 洋式の客室は、次の要件を満たすこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 1客室の床面積が、9平方メートル以上であること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 寝具は、洋式のものであること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ハ 出入口及び窓は、かぎをかけることができること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ニ 出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁造りであること。</p> <p>(3) 和式の客室は、4の(2)の要件を満たすこと。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p> <p>(5) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>(6) 宿泊者の需要を満たす適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。</p> <p>(7) 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。</p> <p>(8) 施設の規模に応じた適当な暖房設備があること。</p> <p>(9) 便所は、水洗式であり、かつ、座便式のものがあり、共同用のものにあつては、男子用及び女子用の区分があること。</p> <p>(10) 施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合は、当該学校等から客室等の見とおしをさえぎる設備を有すること。</p> <p>(11) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあつては、(1)、(2)のイ、(3)及び(4)の基準は適用しない。更に、公衆衛生上の支障がない場合は、(6)、(8)及び(9)の基準によらないことができる。</p> <p style="text-align: right;">[以上、旅館業法施行令及び同法施行規則]</p> <p>(12) 客室の基準</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 定員は、当該客室において宿泊者が通常宿泊に用いることができる部分の床面積(この項において「床面積」という。)4.5平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下であること。ただし、特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあつては、床面積1.6平方メートルにつき1人の割合で算出した人数を上回らない人数を定員とすることができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 専用の出入口が設けられていること。</p> <p>(13) 浴室の基準</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 外部から見通すことができない構造であること。</p>			

- イ 床は、不浸透性材料で造られていること。
- ウ 内壁は、不浸透性材料で腰張りされていること。
- エ 共同用のものにあつては、脱衣所が設けられていること。
- オ 清浄な湯又は水を供給できる設備が設けられていること。
- カ 汚水を停滞することなく排水できる構造であること。
- キ ろ過器を設置して浴槽水を循環させる場合は、次の基準に適合すること。
 - (ア) ろ過器の1時間当たりのろ過能力は、当該ろ過器を使用する浴槽の容量以上であること。
 - (イ) ろ過器は、逆洗浄その他の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出できる構造であること。
 - (ウ) ろ過器の前に集毛器を設けること。
 - (エ) 浴槽における原湯及び原水の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
 - (オ) 循環してろ過された湯水が浴槽の底部に近い部分から補給される構造であること。
 - (カ) 浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けること。
- (14) 便所の基準。
 - ア 流水式の手洗設備が設けられていること。
 - イ 窓その他換気のための開口部には、防そ及び防虫の設備が設けられていること。
- (15) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等において、やむを得ない事由があり、かつ、公衆衛生上の支障がない場合は、(12)のイ、(13)及び(14)の基準によらないことができる。

[以上、条例]

4 旅館営業の施設の構造設備基準。

- (1) 客室の数が、5室以上であること。
- (2) 和式の客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。
- (3) 洋式の客室は、3の(2)に該当すること。
- (4) 宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。
- (5) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (6) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障がない場合を除き、宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備を有すること。
- (7) 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。
- (8) 適当な数の便所を有すること。
- (9) 施設の設置場所が学校等の敷地の周囲おおむね100メートルの区域内にある場合は、当該学校等から客室等の見とおしをさえぎる設備を有すること。
- (10) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあつては、(1)、(2)のイ、(3)(床面積に関する部分に限る。)及び(4)の基準は適用しない。更に、公衆衛生上の支障がない場合は、(6)の基準によらないことができる。

[以上、旅館業法施行令及び同法施行規則]

(11) 客室の基準。

- ア 定員は、当該客室において宿泊者が通常宿泊に用いることができる部分の床面積(この項において「床面積」という。)3.3平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下であること。ただし、特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあつては、床面積1.6平方メートルにつき1人の割合で算出した人数を上回らない人数を定員とすることができる。
- イ 他の客室及び廊下等と壁、板戸又はふすま等で区画されていること。
- ウ 専用の出入口が設けられていること。
- (12) 浴室は、3の(13)に掲げる基準を満たすこと。
- (13) 便所は、3の(14)に掲げる基準を満たすこと。
- (14) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等において、やむを得ない事由があり、かつ、公衆衛生上の支障がない場合は、(11)のイ及びウ、(12)並びに(13)の基準によらないことができる。

審査基準
(未設定の場合
はその理由)

[以上、条例]

5 簡易宿所営業の施設の構造設備基準。

- (1) 客室の延床面積が、33平方メートル以上であること。
- (2) 階層式寝台を有する場合にあっては、上段と下段の間隔をおおむね1メートル以上であること。
- (3) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (4) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障がない場合を除き、宿泊者の需要を満たす規模の入浴設備を有すること。
- (5) 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。
- (6) 適当な数の便所を有すること。
- (7) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあっては、(1)の基準は適用しない。更に、公衆衛生上の支障がない場合は、(4)の基準によらないことができる。

[以上、旅館業法施行令及び同法施行規則]

(8) 客室の基準。

ア 定員は、当該客室において宿泊者が通常宿泊に用いることができる部分の床面積（この項において「床面積」という。）2.5平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下であること。ただし、特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等にあっては、床面積1.6平方メートルにつき1人の割合で算出した人数を上回らない人数を定員とすることができる。

イ 階層式寝台を設置する場合は、寝台の幅が0.9メートル、長さが1.8メートル以上であること。

- (9) 浴室は、3の(13)に掲げる基準を満たすこと。
- (10) 便所は、3の(14)に掲げる基準を満たすこと。
- (11) 特定の季節に限って営業される施設又は交通が著しく不便な地域にある利用度の低い施設等において、やむを得ない事由があり、かつ、公衆衛生上の支障がない場合は、(8)のイ、(9)及び(10)の基準によらないことができる。

[以上、条例]

6 下宿営業の施設の構造設備基準。

- (1) 適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。
- (2) 施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障がない場合を除き、宿泊者の需要を満たす規模の入浴設備を有すること。
- (3) 宿泊者の需要を満たす適当な規模の洗面設備を有すること。
- (4) 適当な数の便所を有すること。

[以上、旅館業法施行令及び同法施行規則]

(5) 客室の基準。

ア 客室の床面積は、それぞれ7平方メートル以上であること。

イ 定員は、当該客室において宿泊者が通常宿泊に用いることができる部分の床面積4.9平方メートルにつき1人の割合で算出した人数以下であること。

ウ 和式の客室は、他の客室及び廊下等と壁、板戸又はふすま等で区画されていること。

エ 専用の出入口が設けられていること。

- (6) 浴室は、3の(13)に掲げる基準を満たすこと。
- (7) 便所は、3の(14)に掲げる基準を満たすこと。

[以上、条例]

審査基準

(未設定の場合はその理由)

基準の制定根拠

- ・ 旅館業法(昭和23年7月12日法律第138号)
- ・ 旅館業法施行令(昭和32年6月21日政令第152号)
- ・ 旅館業法施行規則(昭和23年7月24日厚生省令第28号)
- ・ 旅館業法施行条例(昭和32年10月7日条例第50号)
- ・ 昭和32年8月3日付衛発第649号厚生省公衆衛生局長通知「旅館業法の一部を改正する法律等の施行について」
- ・ 昭和32年8月5日付衛発第650号・国施第45号厚生省公衆衛生局長・文部省管理局长通知「学校周辺の旅館業について」

	<ul style="list-style-type: none">・ 昭和45年7月16日付環衛第101号厚生省環境衛生局長通知「旅館業法施行令の一部を改正する政令等の施行について」・ 昭和44年5月22日付け環衛第9,072号厚生省環境衛生課長通知「旅館業、興行場営業及び浴場業に対する防火安全対策の強化について」
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日
期間の制定根拠	—